

協定区域	北区松が枝町1～3丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1999年4月7日
	面積	138,480.38 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2009年5月19日
用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種住居地域		有効期間	2019年5月17日～2029年5月16日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地1区画の最低面積は、150平方メートルとする。ただし、この協定の発効の際（以下基準時という。）敷地面積が150平方メートル未満である建築物の敷地は、その基準時の面積を1区画の最低面積とする。
- (2) 建築物は、1区画1戸建ての個人専用住宅とする。ただし、次に示す建築物で松が枝町地区建築協定書第8条に定める松が枝町地区建築協定運営委員会の承認が得られたものは建築することができるものとする。
- ア 土地の所有者等が経営する個人事業が主で健全な目的に使用され、おおむね1戸建て個人住宅の外観を有し、住宅以外の用途の床面積が30平方メートル以下であり、かつ、人や車両の出入りの少ない事務所若しくは店舗兼用住宅（ここにいう店舗とは、日用品の販売を主たる目的とする店舗、理髪店、美容院又はクリーニング取次店とする。）又は歩道を有する道路に接する区画における店舗兼用住宅等であって建築基準法により建築が認められるもの。
- イ 1戸建ての個人専用住宅の外観を有し、かつ、近隣に迷惑をかけないように、必要に応じ、駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じた家庭塾、小教室その他サークル性の高い兼用住宅。
- ウ 土地の所有者等が使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房兼用住宅（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。）。
- エ 親子等が居住する2世帯住宅で、おおむね1戸建ての外観を有するもの。ただし、玄関の数を問わない。
- オ 社宅又は3名以下の者が居住する下宿。
- カ 診療所（獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物の診療業務を行う診療所を除く。）。
- (3) 住宅に付随して多数の人が出入りする会館、教室その他の集会施設又は営業に関する施設は設置してはならない。
- (4) 隣地境界線から建築物の外壁面までの距離は、50センチメートル以上としなければならない。
- (5) 協定締結時の現状地盤高を変更してはならない。
- (6) 既設擁壁の天端から敷地境界方向へ建築物、工作物の張り出しを行う際は、景観及び構造上の安全について十分配慮しなければならない。
- (7) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるものとする。また、建築物、敷地及び樹木の保守管理を励行し、常に周辺環境との調和に配慮するものとする。

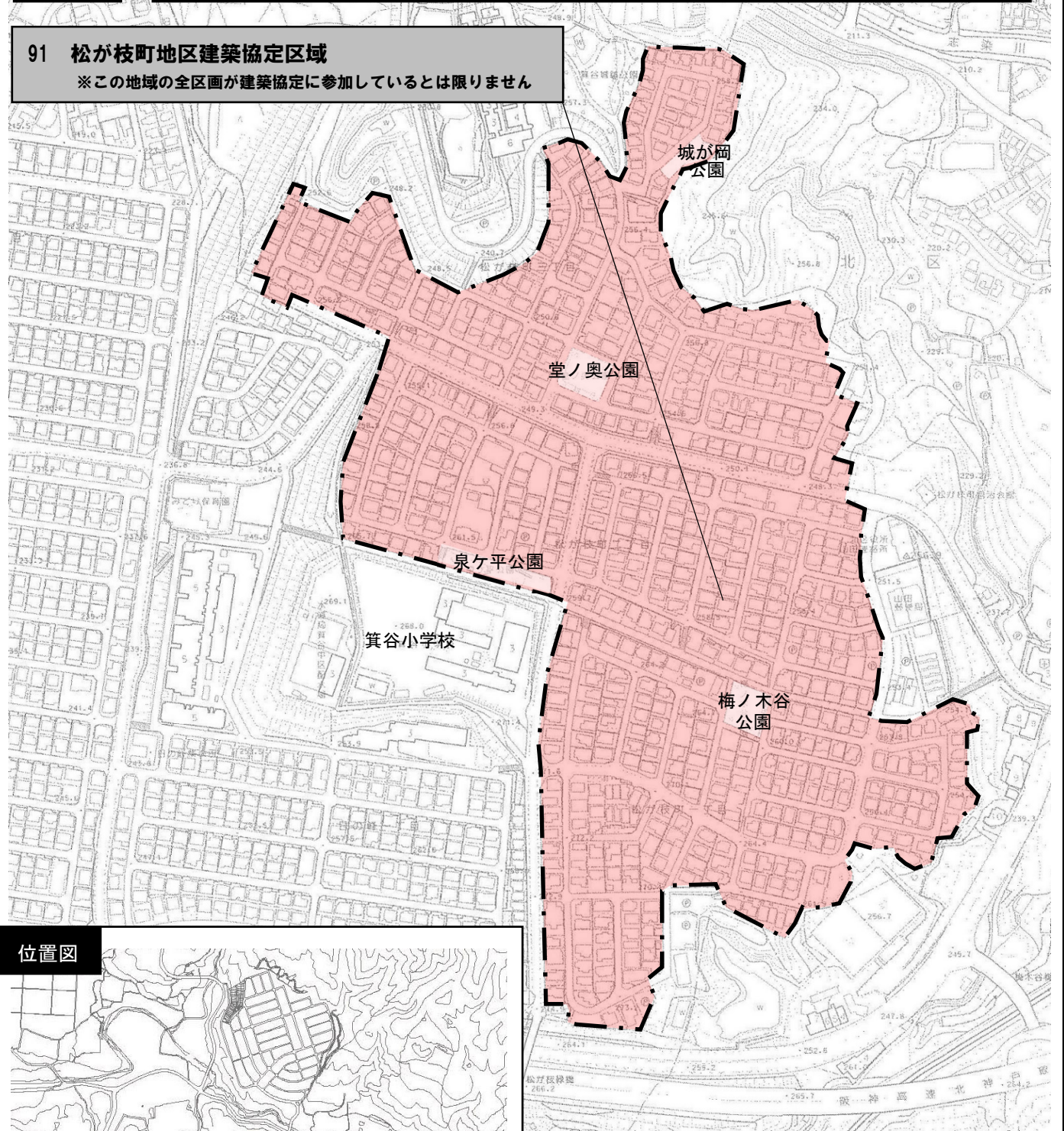
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

91 松が枝町地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

